植栽工事に係る特記仕様書

1　植栽樹木等が工事完了引渡し後１年以内に植栽した時の状態で枯死または形姿不良（枯枝が樹冠部のおおむね２／３以上となった場合または通直な主幹をもつ樹木については樹高のおおむね１／３以上の主幹が枯れた場合をいい、確実に同様な状態になると想定されるものを含む。）となった場合には、受注者は当初植栽した樹木等と同等またはそれ以上の規格のものに植替えるものとし、樹木等の枯死または形姿不良の判定は発注者と受注者とが立会いのうえ、行うものとする。ただし、暴風、豪雨、高潮、こう水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動等の天災などにより流失、折損、倒木した場合はこの限りではない。

植替え時期については発注者と協議するものとする。

なお完成後、引渡しを受けた翌日より、かん水、消毒等の通常の管理は発注者が行うものとする。

2　この契約でいう樹木等とは以下のものをいう。

樹木名	規格	数量	備考